

国際開発援助と「法の支配」

松尾 弘

概 要

開発における包括的制度改革の重要性が認識されるに伴い、国際開発援助の分野でも「法の支配」の確立を目標とする法整備支援が重要性を増している。開発（援助）のコンテキストでは、法の支配はルールに対する尊重の態度から、ルールの形式化、形式的ルールの執行メカニズム、政府の権限行使のコントロール、法内容の規範的評価まで、開発の手段から目的に至る重層的意味をもつ。したがって、そのような法の支配の実現は、途上国の経済的・政治的・社会的な初期条件を踏まえ、かつ歴史的・文化的に形成された非形式的制度との関連性に配慮しながら、漸進的かつ段階的に行われる必要がある。また、その際には、法の支配は途上国の人民と政府自身による制度改革の努力によってその定着度が左右される動的な性質のものであることも深く認識する必要がある。このような法の支配の本質理解は、各国で実践されている法の支配プロジェクトが、各国の特質に応じたテイラー・メイドのプログラムに基づき、その人民と政府の主体的関与を通じて、かつ包括的・長期的・統一的なプログラムに基づいて実践されているかどうかを検証するための基準となる。さらに、「良い政府」の一環でもある法の支配は、その別の側面である効率的な政策遂行と緊張関係に立つことから、両者を調整するために暫定的な次善策が選択されることもある。しかしまた、その妥当性に対しても、法の支配の観点からの不断の検証が不可欠かつ有益である。

キーワード

国際開発援助、法の支配、法整備支援、法と開発、良い統治

1. はじめに

開発 (development) を効果的かつ持続的に推進するためには制度改革 (institutional reform) が重要な鍵を握るという認識が、とりわけ1990年代から急速に広まっている¹⁾。国際開発援助 (international development assistance)²⁾ の分野でも、そうした制度改革の指針として、「法の支配」 (the rule of law) の理念を再評価する傾向が強まり、数多くの「法の支配」プロジェクトが実践に移されている³⁾。今や「法の支配」は国際援助の主要カテゴリーとなり (Carothers 1998: p.103), 先進国の対外援助政策におけるキー・コンセプトとして、また、国際援助機関の「開発政策の目標」として認識されるまでに至っている (Stephenson 2001b)。さらに、第55回国連総会 (国連ミレニアム総会) の冒頭に開催された国連ミレニアム・サミットでも、「ミレニアム宣言」 (2000年9月8日) が採択され、国内関係のみならず、国際関係においても、「法の支配」の重要性が強調されている⁴⁾。

もっとも、法の支配があたかも万能薬 (a panacea) であり、それが導入されさえすれば経済が発展し、犯罪や腐敗が減少し、民主化も促進されるといった、当初の暗黙裡の楽観的期待は、法改革の実効性における少なからぬ停滞の現実と直面して、大きな見直しを迫られている⁵⁾。その結果、1970年代にいったん衰退した後に1990年代に復活した新しい法と開発運動 (The New Law and Development Movement) を特徴づける法の支配パラダイムも、そうした停滞に対処すべく第2ステージを迎えているとの観測もある (Trubek 2003: pp.7 ff., esp. pp.15-18)⁶⁾。

こうして、開発および開発援助 (開発協力) のコンテクストにおいても、法の支配の意

1) こうした傾向を象徴するものとして、World Bank 2001aがある。その背景には、①1970年代から1980年代にかけての構造調整政策の失敗を克服するための法的基盤整備の重要性についての再認識、②1980年代の後半以降、グローバリゼーションの進展と体制移行国における市場システムの導入に対応するための抜本的制度改革の必要性、③1990年代における新制度学派の台頭、とりわけ、制度の存在理由、構造、機能、変化のプロセスなどについての分析を格段に進展させた新制度派経済学 (New Institutional Economics) の興隆といった、実務上および理論上の理由が存在する。

2) なお、国際開発援助に代えて、国際開発協力 (international development cooperation) の用語が用いられることもある。両者間には先進国 - 途上国関係の見方に対する微妙なスタンスの相違も看取されるが、本稿ではその相違に立ち入った使い分けをせずに両者を用いる。

3) その状況については、後述3(1)参照。

4) 「ミレニアム宣言」V.24, II.9, VIII.30参照。

5) 法の支配と発展との因果関係については、後述3(2)を見よ。

6) 自由主義、民主主義および法の支配を標榜して始まった法と開発運動および法と開発研究 (開発法学) (Law and Development Study) の展開史と時代区分に関しては、Tamanaha 1995, Trubek 2003; 松尾2004a; 同2004b参照。

義と役割を検証し、それが今後どのように活用されうるかを再検討すべき時期に来ているように思われる。本稿では、このような問題意識に基づき、開発および開発協力のコンテキストにおいて、法の支配の意義がどのように理解され、それを実現するためにどのような方策が実施され、どのような成果と問題点が生じているかを確認することにしたい⁷⁾。

2. 開発における「法の支配」の概念規定

(1) 「法の支配」の定義

(a) 「法の支配」のディメンジョン

「法の支配」の概念はきわめて多義的である。このことは、それが開発（援助）のコンテキストにおいて用いられる場合でも同様である。そこで、まず、法の支配の内容を、①その名宛人、②「法」の範囲、③前提として想定される中心的価値原理、④法の支配をそうした価値を実現する手段とみるか、むしろ、法の支配そのものをより目的に近づけてみるか、そして、⑤法の支配を実現するための中心的担い手として想定されている主体が、政府機関の中ではどこになるか、という5つのディメンジョンに従って分類してみよう（表1参照）。これにより、法の支配の概念の拡散の仕方を、ある程度概観的に鳥瞰することができよう。

このうち、①の名宛人に関しては、法の支配が人民と政府の双方に向けられている点

表1 法の支配のディメンジョン

		形式的理解	実体的理解
①	名宛人	人民	政府
②	「法」の範囲	実定法	自然法も含む
③	中心的価値	価値中立的—権力分立	—民主主義—人権—社会的善
④	法の支配の存在意義	道具主義	—目的主義
⑤	中心的政府機関	司法部—行政部	—立法部

7) なお、国際開発援助の観点からは、「国際社会における法の支配」も問題になるが、これについては紙幅の関係から本稿では割愛せざるをえない。本稿では、主として、発展途上国または体制移行国の国内法制度の改革に対する、個々の先進国および特定の国際機関による法整備支援活動を念頭に置いて考察を進める。もちろん、それらの活動も、「国際社会」の観点と無関係ではありえない。現代における「国際社会」認識を踏まえつつ、なお主権国家群を中心主体としたグローバル・ガバナンスの観点からの法整備支援の意味づけに関しては、松尾 2004c 参照。また、「国際社会における法の支配」の構築方法に関しては、「国際的立憲主義」の立場から法の支配の問題を取り扱おうとする、篠田 2004 参照。

で、今や認識の相違⁸⁾はそれほど大きくないように思われる。もっとも、政府の権限行使の濫用や逸脱を抑制する手段として法の支配の機能が強調されるコンテクストでは、しばしば法の支配は「立憲主義」(constitutionalism)と同義的に語られることが少なくない。この意味での法の支配は、「恣意の支配」(arbitrary rule)の反対概念として用いられている。しかし、法の支配の含意は、そうした意味での立憲主義に尽きるものではない。

これに対し、法の支配の理解に最も大きな違いを生じさせる主要な原因は②・③であり、そして、その結果として、④・⑤における相違も現れる。例えば、法の支配に対する2つの対照的な見解のうちの1つである形式的理解(後述(b))は、法の支配が実定法を超えた法の支配を容認するか(表1②)、また、それと関連して、法の支配が特定の価値原理を内包したものか否か(表1③)について、これらを否定し、法の支配は社会的目的を達成する手段であり、その中心的担い手は独立した司法部であるとみる。これに対し、もう1つの立場である法の支配の実体的理解(後述(c))は、法の支配が人権、民主主義といった特定の価値原理を包含することを肯定し(表1③)、その結果、法の支配はそれ自体が目的となりえ(表1④)、その担い手として民主的にコントロールされた立法部の役割も重要になってくる(表1⑤)。

以下では、開発のコンテクストにおける法の支配の定義として、形式的定義(formal definitions)、実体的定義(substantive definitions)および機能的定義(functional definitions)の3分類説⁹⁾に依拠し、それぞれの内容を検討してみよう。

(b) 形式的定義

形式的定義は、「法または法システムに関する特定の、観察可能な指標」により、法の支配を定義するものである。具体的には、①形式的に独立した、公平な司法部、②公にされた法律、③特定の個人または階級にのみ適用される法律の不存在、④遡及的な法律の不存在、⑤政府の行為に対する司法審査に関する規定などが挙げられる。もっとも、形式的指標の決定的なリストは存在せず、様々な外形的標準が用いられる。しかし、形式的定義に共通しているのは、法の支配がこれらの明示的標準への法システムの適合性(conformity)によって測られるということである(Stephenson 2001b)。

形式的定義の重要性は、それが法の支配の最小限の内容を含んでいると解される点にある。ラズはこれを「法の支配の字義どおりの意味」(the literal sense of the rule of law)と表現する。すなわち、法の支配は、(i)法によって支配される人びとの側面から定義すれば、「人びとは、法によって支配され、それに従うべきである」ことを意味する。他方、

8) 表1における異なる立場相互間の開き度合を参照。

9) 例えば、Stephenson 2001b にみられる分類である。

(ii) 人びとを支配する法の側面から定義すれば、「法が人びとによって服従され」、「人びと〔の行動〕がそれによって指導されることが可能なものでなければならない」ことを意味する (Raz 1979: pp.213 ff.). そして、法がそのようなものであるためには、少なくとも以下の諸条件を満たすことが必要とされる (Raz 1979: p.218). すなわち、①法は、すべて将来に向かって効力をもち、公開されていて、明確でなければならない。②法は、比較的安定したものでなければならない。つまり、あまり頻繁に変更されるべきではない。③特別法 (particular laws) の制定は、公開され、安定的で、明確な一般法 (general laws) に従って行われなければならない。④司法部の独立性が保障されていなければならない。⑤公開かつ公正な審理、偏見の不存在などの自然的正義 (natural justice) の原理が遵守されるべきである。⑥裁判所はその従属的機関、立法部および行政部の行為が法の支配に合致するかどうかを審査する権能をもつべきである。⑦裁判所へのアクセスが容易でなければならない。したがって、裁判の遅滞、過度の費用徴収なども回避されるべきである。⑧犯罪予防機関の裁量権が法を曲解することは許されるべきではない。こうした「法の支配の形式的概念化」 (a formal conception of the rule of law) (それは漏れの無いリストではないが) は、「法の支配の根本概念」 (the basic idea of the rule of law) であり、特定の政治文化 (political culture) や道徳的価値に固有のものではないとされる (Raz 1994: p.370).

形式的定義の利点は、それが非常に明確であり、いったん形式的指標が選択されれば、法の支配の存否や内容を比較的客観的かつ容易に判断できる点にある。しかし、そのことのゆえに形式的定義には、「法システムの現実的作用」を正確に評価することまでは分析が及ばないという問題点もある。また、形式的指標の選択それ自体が、各々の指標の実体的または機能的帰結に関する経験的推定に依拠し、その意味で主観的な——しばしば文化的に偏向した——仮定に基づいているとすれば、形式的定義の利点であった筈の客観性が、実は幻想であったと批判される余地もある (Stephenson 2001b).

(c) 実体的定義

法の支配の実体的定義は、法システムが「正義」 (justice), 「公正」 (fairness) といった何らかの実体的価値の実現にどの程度寄与しているか、ということに着目する。それは、法の支配の内容として、先にみた形式的指標の存在のみならず、実質的正義や社会的善までも含めて観念することから、実質主義的ないし拡張主義的定義とも呼ばれる¹⁰⁾。その代表例として、ドゥオーキンが挙げられる (Dworkin 1985)。そこでは、民主的意思決定

10) これは、とくに法の支配のディメンション表1③に関して、自由、平等といった価値を包含させる点で、価値中立的な形式的定義に比べ、内容を「拡張」しているとみられるからである。法の支配の拡張主義的解釈に関しては、那須 1997, 1998 が詳しい分析を行っている。

を介した実質的平等の実現こそが、法の支配が追求する究極的価値として想定される。その結果、実体的定義は「良い法システム」(the good legal system)とは何かについての道徳的見解に規定されており、ある法システムがそうした理念にどの程度近づいているかによって「法の支配」の内容が測られる。その結果、実体的定義によれば、「法の支配」とは「良い法の支配」(the rule of good law)を意味することになる。

実体的定義では、人民と政府を支配する法の内容が問題であるから、制定されるべき法の内容を規定する立法部の機能にも重きが置かれる(表1⑤)。そして、かかる立法部が個人の尊厳に立脚し、人権の保障を確保し、実質的正義を増進すべく行動するように、これを適切にコントロールする仕組みとして、民主主義もまたこの意味における法の支配の意味内容に入ってくる(表1③)。こうして、実体的定義は形式的定義の背後に隠された規範的要素を明るみに出し、法の支配に肯定的意味づけを与える。

しかし、何が「正しく」、「公正な」、「良い」法であるかの判断は、主観的な価値判断に依存せざるをえないという問題点もある。また、そうした「良い」法システムの内容の曖昧さは、実体的定義に固有の有用性を奪うことになる。なぜなら、「良い法システム」は望ましいという、定義上当然のことを反復するにすぎないからである。さらに、「良い法システム」と言う場合、法の内容そのものが問題とされているのか、それが実際にもたらす社会的帰結が問題とされているのかも、しばしば曖昧である(Stephenson 2001b)。

(d) 機能的定義

こうした批判を回避するために、法の支配の機能的定義は、法および法システムが何らかの機能——例えば、政府の裁量権行使を抑制ないしコントロールすること、法的決定を予見可能なものとするなど——を実際にどの程度よく果たすか、という点に着目する。それは、とりわけ「法の支配」が政府の権限行使の恣意性を排除する機能をもつことに着目する点で、「人の支配」(the rule of man)との相違を強調する。その一方で、機能的定義は、そうした機能をもたらす社会的帰結の道徳的評価まで要求するものではない。このように、法の支配の指標を特定の機能に限定することにより、個々の指標と実体的帰結との関係を、たんに抽象的に想定したり、同語反復的に設定するのではなく、具体的に検証可能なものとする利点がある(Stephenson 2001b)。

もっとも、ある国Aの政府の裁量権行使における恣意性の抑制や予見可能性の確保が、法システム以外の手段によって他の国Bよりも比較的よく実現されているが、法ないし法システム自体は他の国Bよりも恣意性の抑制や予見可能性の確保を保障していない場合、機能的定義の観点からは、AとBのうちで何れの国が法の支配において優れているかは、やはり判定し難いであろう。また、特定の機能がどの程度よく果たされているかを

検証する際にも、政府による夥しい数の個々の意思決定の恣意性や予見可能性をどのように総計し、全体としての「機能」を判定しうるかは、それほど容易でないという批判もある (Stephenson 2001b).

(e) 重層的・段階的・動態的概念としての「法の支配」の再定義

以上に概観した定義のうち、形式的定義と実体的定義との間には一見して深い溝がある。形式的定義は実定法を超える法規範や価値原理の問題をひとまず法の支配の枠外のものとして捉えるのに対し、実体的定義はそれらを法の支配の内容の問題とみる (表1③)¹¹⁾。また、形式的定義は、法の支配を他の社会的目的を達成する手段 (道具) とみる傾向がある (法道具主義) (表1④)。すなわち、「法の支配は、法が社会的善 (social good) を促進することを可能にするように仕向けられて」おり、「法の支配の本来的な卓越性は、本質的には、その助力的役割 (subservient role) にある」とされる (Raz 1979: p.229)。これは、市場介入的・福祉国家的な政府の活動を肯定する立場へと通じる (Raz 1979: p.220)¹²⁾。これに対し、実体的定義は、法の支配自体を目的とみる傾向がある (法目的主義)。その場合、法の支配の存在自体に自由や人権を実現する意味が認められる (Hayek 1960)¹³⁾。

しかしながら、こうした見方の相違は、法の支配が何らかの望ましい機能をもちうることを承認する点では、程度の差にすぎないとも言える。その意味では、機能的定義はもちろん、形式的理解も実体的理解も、現実に存在する法システムを批判したり、評価したりする基準——言わば法システムの理念型——として法の支配を観念している。実際、開発の理論および実務では、法の支配はこれらの諸要素を混然と含む意味で用いられることが少なくない。例えば、キャロザースは、法の支配をつぎのように概念規定している。

法の支配は、〔①〕法が公知となっており、その意味が明確で、かつ誰に対しても平等に適用されるようなシステムとして定義されうる。〔②〕そうした法は、過去半世紀の間に普遍的な人権としての地位を獲得した政治的および市民的自由を内に秘め、支持するものである。とりわけ、犯罪の嫌疑を受けた者は、公正で迅速な審問を受ける権利をもち、有罪であることが立証されるまでは無罪と推定される。〔③〕法システムの中心的制度が、裁判所、検察官および警察を含め、合理的に公正で、有能であり、かつ効率的である。裁判官は不偏不党かつ独立しており、政治的な影響や操作に服しない。そして、おそらく最も重要なことは、政府が包括的な法的枠組の中に組み込まれ、公務員が自分たち自身の行動にも法が適用されることを承認しており、法が遵守されることを政府が求めていることである (Carothers 1998: p.96. [] 内は引用者による)。

11) 《悪法も法か》という古典的議論に遡りうるこの論争に関しては、松尾 1999c: 9-12 頁参照。

12) こうした理解は、開発のコンテキストにおいてとくに意味をもつ。

13) その結果、政府の活動は「一般的なルールの執行」に止められるべきことになる (Hayek 1960: pp.227-228)。

ここには、形式的定義（引用中①）、実体的定義（引用中②）および機能的定義（引用中③）の各要素が順次見出される。実際、制度改革の初期段階では、政府が開発を推進する道具として法の支配が意識され、規則的で効率的な法適用——「法による支配」（rule by law）——が強調される。しかし、開発政策を強力に推し進める政府の裁量権の逸脱や濫用が問題となるに従い、法の支配は、政府の権限行使をコントロールし、予見可能なものとする手段としても捉えられ、政府自身が服すべき法的ルールの要素が強調される。さらに進んで、法の支配は、より広範な人権の保障が、より確実に行われる、法システムの理想像として、今なお「先進」国においても妥当する、汲めども尽きない、追求されるべき目標としても要請される。このように、法の支配の実現プロセスをも視野に入れることが求められる開発のコンテキストでは、法の支配は、手段から目的に至るまでの重層的内容をもち、そして、それゆえに、理想的な法システムの段階的実現プロセスを含意する点に特色があると言えよう。

開発のコンテキストにおける法の支配の重層的かつ段階的構造は、つぎのように捉え直すこともできよう。すなわち、(i) もしわれわれが形式的ルールだけでなく、非形式的ルールも視野に入れるなら、ほとんどの社会に何らかの意味でのルールの支配 (the rule of rules) が存在するであろう。なぜなら、どの社会でも、不確実性 (uncertainty) を回避するために、人びとは何らかのルールに服しているからである¹⁴⁾。ただし、その内容は不合理で、非効率的で、不安定で、適用範囲も限られた個別的なものかも知れない。しかしなお、それは実際に適用される、実効性をもったルールの支配でありうる。

しかし、それは「制度の支配」(the rule of institution) ではあっても、固有の意味における「法」(law) の支配とは言えない。なぜなら、「法」はその他の社会規範と異なり、形式化の手續を必要とするからである。すなわち、ハートが指摘したように、法は人びとに権利を賦与し、義務を賦課する第一次的ルール (the primary rules) と、そうしたルールについての承認のルール (the rule of recognitions)、裁判のルール (the rule of adjudication) および変更のルール (the rule of change) を含む二次的ルール (the secondary rules) との「結合」(a union) からなる (Hart 1961: pp.79-99)。したがって、(ii) 法の支配が存在するためには、社会において権利を賦与したり、義務を賦課するルールの存在を根拠づけ、その内容を明確にするために裁判し、必要に応じて変更するという、ルールの形式化の手續が必要になる。

こうした手續を経て形式化された法の存在を前提にして、(iii) 形式化された法を実際に適用し、機能させる執行メカニズムが存在することも、法の支配には必要になる。

14) 制度の存在理由としての不確実性の回避に関しては、松尾 2001: 8-11 頁参照。

さらに、そのように形式化され、執行される法が存在するとしても、(iv) そうした法の内容が規範的に「良い」(good) と評価されるか否かを問題にする余地がある。

このように、(i) 人民と政府がルールに従おうとする基本的態度をもち、(ii) ルールの形式化(承認, 裁判, 変更)の手続が存在し、(iii) 形式化された法の執行メカニズムが存在し、かつ(iv) 法の内容が規範的価値をもつ社会には、最も厳格な意味での法の支配が存在すると言ってよいであろう。

法の支配の重層性と段階性をこのように捉え直す試みは、開発「援助」のコンテキストにおいてとくに重要である。なぜなら、開発援助の現場でしばしば観察されるように、法の内容の規範的価値(前記の法の支配の要素(iv))を重視するあまり、規範的観点から低く評価されがちな伝統的ルールを墨守しようとする人民や政府の態度(同(i))が蔑視されることが少なくないからである。例えば、ある途上国に存在する慣習的な非形式的ルールが、援助側からは内容的に不合理、非効率または規範的に悪しきものと評価されるが、被援助側の人民も政府もそれに従っているとする。これに対し、援助側がこの伝統的法体系をより合理的、効率的または人権の国際標準に合致する新しい法体系へと性急に置き換えることのみを腐心し、直接・間接の圧力をかけることは、法の支配の完成段階の要素に着目するあまり、その最もプリミティブな内容を毀損するおそれがあることに留意しなければならぬ¹⁵⁾。

さらに、開発(援助)のコンテキストでは、法の支配を物的かつ静態的に捉えるのではなく、それを構築しようとする人民および政府の《意思と行動を本質とする動的なもの》として捉えることが必要かつ有益である。この点で、体制移行国(transition regimes)における法の支配の捉え方を検討するゴールディングの見解が参考になる。

法の支配は統治(governance)の1つの理念(an ideal)でもある。法の支配はフルー(Fuller [1969])が「熱望の道徳」(morality of aspiration)と呼ぶものを具体化している。理念としての法の支配は、様々な程度において実現される。法の支配が自ずから実現されるのでないことは、法律それ自体がそうでないのと同様である。ある社会に幾つかの法律が存在するというだけでは、法の支配が完全に実現されていることを必ずしも意味しない。法の支配は、どのようにして法が作られ、執行されるか、という仕方に関係している。法の支配は、法に内在する道徳性、すなわち、法形成についての黙示的な法、法形成についての非-法的な法を体現している。フルーは、そうした努力(effort)が法の支配を機能させるために要求されることを強調する(Golding 1996: p.389)。

ここでは、「どのようにして法が作られ、執行されるか」をめぐる人びとの「努力」が、

15) ここで言う法の支配の最もプリミティブな要素は、ラズの言う「法の支配の根本概念」(前述(b))に通じる。この点が往々にして軽視されがちな開発援助の理論と実務では、法の支配の形式的定義の含意(前述(b))を再評価する余地がある。

理念としての法の支配を現実に機能させるために重要であることが示唆されている。そうした「努力」を通じた法の支配の「機能」を測る規準が、「法の内的道徳性」(the inner morality of law)ないし「法らしさの諸原理」(principles of legality)としてフラーが提示する8つの基準——しばしばフラーの「8つのカノン」と呼ばれる——である。すなわち、①一般的ルール (general rules) が存在する、②そうしたルールが公布されている、③ルールが典型的には将来効をもち、遡及効をもたない、④ルールが明確である、⑤ルールが矛盾した行為を要求しない、⑥ルールが実行不可能なことを要求しない、⑦ルールが比較的持続的である、および⑧宣言されたルールと法執行者の行動との間に合致があることである。これらの指標は、フラーによって「法の内的道徳性」(the inner [internal] morality of law) と呼ばれているが (Fuller 1969: pp.38-44), 実質的に法の支配に相当すると解釈されている (Harris 1997: pp.146-150)。これらの要素のすべてを満たした法システムは、法の支配の内容を——たとえ完全ではないにせよ、少なくともその最小限の内容は——備えた良い法システムであろうし、反対に、これらの要素の何れも欠く法システムは、「適切に法システムとはまったく呼ばれない」ような「法の悪いシステム」(a bad system of law) と評価されよう (Fuller 1969: p.39)。この意味における法の支配は、「法の病理学」(legal pathology) の核となる概念である (Golding 1996: p.390)。それは言ってみれば《法秩序の健康診断書》を提供するものであろう。

これらの要素は、そのすべてがただちに具備されるべきものとして想定されているわけではない。むしろ、「熱望の道徳」の含意は、それらの要素が人民と政府の努力を通じて段階的に蓄積されてゆくべき動的なものとして把握される点にあると解される。このような重層的・段階的・動的な概念としての法の支配は、これから法の支配を確立ないし再構築しようと試みている発展途上国または体制移行国の状況を、より一層実態に即して診断することを可能にするであろう。では、実際、開発のコンテキストにおいて、法の支配の概念はどのように変容してきたのであろうか。

(2) 開発のコンテキストにおける「法の支配」概念の柔軟化

(a) 1990年代以降における「法の支配」概念の変容

トゥルーベックは、開発援助機関が1990年代以降に法の支配に着目し始め、それが開発アジェンダの周辺部から中心部へと移動してきた経緯を2つの時期(段階)に区分して捉えている。第1期は、法の支配を目標とする新しい開発パラダイムが形成され、法制度改革に多額の投資が行われ始めた時期である。その背景には、国際社会における経済的・政治的な状況変化がある。(i)まず、経済のグローバリゼーションに伴う法実務のグ

ローバリゼーションである。(ii)について、1970年代以降の人権擁護運動から生成した民主化プロジェクトの国際的な波及効果である。人権擁護を掲げた国際的な組織的運動は、憲法上の権利保障、違憲審査制度、司法の独立強化、司法へのアクセスの拡大を支える国内法制度に関心を払うようになり、各国政府に対してそのための強力な措置を求めるに至った。(iii)さらに、市場経済化プロジェクトにおける「制度」の重要性の発見がある。つまり、所有権の保障、契約の履行、政府による恣意的権限行使や過度の規制からの保護など、市場が機能するために必要な諸制度を、法を通じて提供する必要性が認識された。その結果、市場経済化には国家介入の排除ではなく、抜本的制度改革が不可欠であるとの見方が広まった。こうして市場を支える制度環境を構築するための国家の積極的な介入が承認され、開発援助機関は法制度改革への投資を決断するに至った。この時期には、その総体が「良い統治」として捉えられた。このように1990年代における法の支配プロジェクトへの関心の高まりは、前記(i)～(iii)にみられるように、「市場と民主主義との奇妙な融合」から発生し、その改革アジェンダは「〔法学〕教育および新しいルールの起草から法曹の組織化に至るまで、法制度のすべての側面をカバーするほど広範囲に及ぶもの」(Trubek 2003: p.11)であった¹⁶⁾。

そして、かかる第1期の法の支配プロジェクトの特色として、つぎの点が挙げられる。①市場経済化と民主化に共通する法改革として、基本権の憲法上の保障、違憲審査権をもった独立した司法部、司法へのアクセスの拡充など、法の支配の形式的要素が重視されたこと(新形式主義)、②これと併せた司法行政への着目、③市場経済の核心的構成要素としての所有権や契約への注目、④法の移植可能性への強い確信、⑤法秩序のあらゆる領域とレベルでの同時進行的改革、⑥すべての国に有効な1つの法の支配モデルの想定、⑦トップダウン方式による早急な改革である。

このように特徴づけられる第1期の法の支配プロジェクトに対しては、「以前の経験からほとんど何も学んでいない」との批判が加えられた¹⁷⁾。とくに法の支配に関する「狭い概念」が採用されていた点について、「世界中どこでも通用する単一の法モデルが存在すると考える人びとに対しては、法制度を機能させるためにはそれが多様なコンテキストの中に埋め込まなければならないという事実を喚起しなければならない」(Trubek 2003: p.12)、と視野の狭さが批判され、柔軟なモデル構築の必要性が示唆されている。また、第1期においては、形式主義とプラグマティズム、経済重視政策と民主化

16) このように「包括的な」法の支配プロジェクトとして特徴づけられる現代の法と開発運動(法と開発の第3波)は、1960年代における第1波のそれが主として法学教育に焦点を当てたのと対照的である(Trubek 2003: p.11)。

17) アメリカ合衆国国際開発庁の「法の支配」プログラムの担当者たちに対し、トゥルーベックは、「彼らは何も忘れてはいなかったが、何も学習してはいなかった」と批判する(Trubek 2003: p.12)。

政策、経済成長と貧困緩和、効率性と分配、グローバル化と内発的成長といった、容易に両立し難い混合物の中の潜在的矛盾が露呈し始めたことも指摘されている (Trubek 2003: pp.13-15).

これに対し、第2期の法の支配プロジェクトは、「開発と法に関する一枚岩の見解における亀裂」(cracks in the monolithic view of development and law)によって特徴づけられる。トゥルーベックは、「経済成長に至る道筋は複数存在するという認識が、『誰にでもフィットする洋服』という考え方と法の移植への確信的信仰の双方に疑問を投げかけた」とし (Trubek 2003: p.17), 「開発政策の展開や法と開発文献の新しい動きをみると、われわれは法の支配時代の新しい段階に入りつつあるように思われる」とする (Trubek 2003: p.15). そこでは、法の支配プロジェクトが「当初想定されていたよりもずっと複雑で、問題に満ちたもの」であり、「想像以上に難事業であること」を踏まえつつ、「洗練された新自由主義」(a chastened neo-liberalism)が登場しているとされる。ここには、①ビッグバンは奨励されず、市場化は漸進的に行われるべきこと、②輸出主導型経済成長政策においても、国内市場に対する配慮が求められること、③外国からの投資にも制限が設けられるべきこと、④国家の介入は市場の失敗を是正する必要がある場合に限り認められるべきこと、⑤貧困緩和も目標に掲げられ、一定の範囲でセーフティネットが認められるべきことが含まれている (Trubek 2003: p.15). こうしてトゥルーベックは、「現在が転換期であり、正統派理論に対する批判を超えて、再構築に進むことのできる時期である」と認識し、「進歩的知識人は『法の支配』の企てに建設的に関与すべきである」と提言する。なぜなら、人間の尊厳、平等、公平といった「諸価値を求める闘争が相対的に無血の方法で行われる闘技場」は、実際に存在する法制度においてはありえないからである (Trubek 2003: p.18)¹⁸⁾.

(b) 最小限綱領主義者の主張

こうして、1990年代の半ばからは、単一かつ硬直的な法の支配の概念を見直し、各々の国や地域のコンテクストに応じ、多様で柔軟な法の支配像を求めようとする動きが強まっているように思われる。その1つとして、法の支配についての最小限綱領主義者の主張がある。例えば、タマナハはつぎのように論じている。

18) ちなみに、トゥルーベック自身は、「法の支配という理念の中には、人間の尊厳、平等および公平といった価値が組み込まれている」として、実体的定義への親近感を示している (Trubek 2003: p.18).

発展途上国において——法についての純粹に手段的な見方の危険に対して保護するために——必要とされているものとは、確立され、機能し、形式主義的に方向づけられた「法の支配」のシステムである！道具主義は、法の支配の真髄としてではなく、法の一側面として導入される場合に最もよく働く。国家を監視する強力な社会的力が存在しないとすれば、これまで創造できなかった他の解決方法が考案されないかぎり、法の支配に対する尊重のみが権威主義的な支配者たちを効果的に抑制することができる (Tamanaha 1995: pp.475-476)。

ここでは、法の支配の中心的意義が、権威主義的政府による抑圧等の暴政から個人を保護する機能をもつ点に求められているが、タマナハは法の支配の内容を柔軟に捉え、「『法の支配』モデルを各地方の状況に適合させ、成熟させうる方法を考案すべく努力を続けるべきである」と提案する。その際、タマナハは、かつてトゥルーベックとギャランターによって行われた「法の支配」と法的自由主義との強固な結合をいったん解こうとする。

今日世界中で機能しているのは、法の支配の多様なバリエーションであり、それらは個人主義者によって志向された文化とも共同体主義者によって志向された文化とも同じように共存している。法の支配はつねに、特定のまたは必然的な制度的配列のセットと言うよりも、諸理念の束以上のものから構成されている (Tamanaha 1995: p.476)。

こうして、個人主義とも共同体主義とも、近代化論とも従属論とも、また、大抵の経済理論や政治的制度構成とも両立しうるとされる法の支配の最小限の内容として、タマナハはつぎの2点を強調する。すなわち、①政府が政治的闘技場 (the political arena) において生み出されたルールに従って行動し、その市民の市民的権利を尊重すること、および②提起されたすべての紛争事例を中心的かつ公平に扱い、倫理を実現するために訴えを提起しうる司法部が存在することである (Tamanaha 1995: p.484)。

法の支配についての最小限綱領主義者の説明は、政府が政治的権威によって公布されたルールに従って行動し、基本的な人間の尊厳をもってその市民を扱い、そして、要求を聞き入れもしくは紛争を解決するために、(達成可能な程度において) 公平で中立的な意思決定者または司法へのアクセスが存在することだけを要求するであろう。これらの基本的要素は数多くの社会-文化的な配列と両立可能であり、潜在的な争いにもかかわらず、それらは発展途上国に提供すべき多くのものをもっている (Tamanaha 1995: p.476)。

その結果、タマナハが想定する法と開発運動の最終的な成功のイメージは、「法の支配がその中核的要素を維持しつつも、各地の状況に適合するように変更されて、各土地固有の土壌へと置換されることが世界中で成功する」(Tamanaha 1995: p.477) 姿である。こうしてタマナハは、「法の支配はその名において犯された多くの罪によって血塗られており、汚されているにもかかわらず、それが提示する諸理念はなお持ちこたえており、それらに独自の生命をもっている」(Tamanaha 1995: p.481) とみるのである。

(c) 変容途上の多元的社会における法の支配の重要性

さらに、法の支配は、発展途上国や体制移行国——とりわけ多民族国家——における開発というコンテキストで、その特有の意義をもちうる。この点を強調するのは、法の支配の形式的理解に立つラズである。すなわち、発展途上または体制移行の過程にある多元的社会（例えば、多民族国家、多文化社会）では、多様な個人と集団がもつ異質の利益やサブカルチャーに適切に対応し、その要求を敏感に吸収できる民主的政治システムが必要になる。そのためには、民主的に組織された立法部の機能を強化することが重要である。しかしながら、ここではつぎの2つの構造的問題が顕在化する。1つは、たえず政党や各種の利益団体から直接・間接のプレッシャーに晒されている立法部は、しばしば長期的視野を見失い、短期的考慮に左右された立法を行うおそれがある。もう1つは、民主的な立法部の意思決定システムにおいては、しばしば多数派の意見が優先されがちである。このような問題点を克服するためには、より長期的視野に立ち、当該社会における法的伝統、法文化、共有された価値、既存の法原理、その他のインフォーマル・ルールとの一貫性などを広く、深く、慎重に考慮に入れたうえで、「原理に基づいて導出された司法判断」(principled adjudication)を行う司法部(裁判所)の機能がとりわけ重要視される。このようなコンテキストにおける法の支配に認められる特有の存在意義は、「現代民主主義における法の支配の政治的重要性 (political significance)」と言われるものである (Raz 1994: pp.373-377)。すなわち、——

近代民主主義の中で、法の支配は民主的な立法部の権能と伝統に基づく原理の力との間に、木目細かな均衡 (a fine balance) を確保すべく機能する。良い政府の原理の1要素 (an element in the doctrine of good government) としての法の支配の価値は、この均衡を保障することにある。つまり、恣意的な権力を削減すること、および説明責任を果たしうる、原理に基づいて行動する政府 (accountable, principled government) に服する秩序だった社会を確保することに、法の支配の価値がある (Raz 1994: p.377)。

ここで、ラズが法の支配の価値を「良い政府」の1要素とみている点は注目に値する。これは、ラズが法の支配の形式的理解に立脚し、その存在理由を社会的善 (social good) の促進に対する「助力的役割」(subserving role) に求め、政府による福祉国家的な市場介入に対しても肯定的立場をとっていたこと (Raz 1979: pp.220, 229) に結びついている (前述 (1)(e))。しかし、ここにはまた新たな問題が発生する。それは、法の支配と良い政府のその他の要素との間に内在する緊張関係の顕在化をどのように克服するかである。以下では、法の支配プロジェクトの現実を垣間見たうえで (後述3)、この問題に立ち返ろう (後述4)。

3. 開発における「法の支配」プロジェクトの実践と成果

(1) 法の支配プロジェクトの諸形態

法の支配の実現を目標に掲げた国際援助プロジェクトは、国際機関、外国政府、NGOなどの様々な主体により、世界各地で展開されている。とりわけ、1990年代には、発展途上国や体制移行国に対する法制度改革支援が開発援助に占める比重が増大したことにより、この分野には金額ベースでも相当の投資が行われている。例えば、世界銀行が実施してきた約330に上る法の支配関連プロジェクトには、1990年から2003年までに約29億ドルが費やされている(Trubek 2003: p.1)。今や法整備支援事業は、国際機関、外国政府、法律事務所、コンサルティング会社、会計事務所、NGO等を巻き込んだ巨大ビジネスにすら成長しつつある¹⁹⁾。

もっとも、法の支配プロジェクトを通じた支援形態はきわめて多様である。キャロザーズは、それらのプロジェクトの内容に従い、つぎの3類型に分類している。第1類型は、商法、刑法の制定など、法律それ自体の整備に着目するものである。第2類型は、立法部、行政部、司法部など、法の制定、執行、裁判を通じて法に関わる諸機関の能力を高め、効率化し、説明責任を果たさせることを目標とするものである。そして、第3類型は、政府による法律の遵守傾向を増大させることを目的とする法改革である。そして、外国に支援された法の支配プロジェクトは、大抵が第1類型または第2類型に該当するとみられている。その理由は、第1および第2類型は、第3類型に比べて達成が比較的容易で、より短期間で目に見える成果を挙げることが、ある程度は可能と考えられるからであろう。これに対し、第3類型は、法に対する政府の服従という現実の変化に関わることから、「最も困難で、最も進展が遅れる種類の支援」である。その結果、法の支配への支援は、「問題の最も重要な要素に対して最も少ない影響を与えた」にすぎないとされる(Carothers 1998: pp.99-100, 105)。

この3分類と類似するものとして、世界銀行による分類がある。それによれば、法の

19) 例えば、東欧、旧ソ連構成国、コソボ、東ティモール、タリバン政権崩壊後のアフガニスタン等においては、米国の法律事務所、会計事務所、コンサルティング会社を中心となり、世界銀行、国際通貨基金、アメリカ合衆国国際開発庁等を資金的な後ろ楯に、金融制度、税制を含む市場経済システムとルールを導入を、復興ビジネスとして手掛けている。こうした模様的一端を描いた興味深いレポートとして、「NHKスペシャル/地球市場・富の攻防/第8回 復興ビジネス・市場経済の伝道師」(2003年10月26日放送)がある。

支配プロジェクトは、①立法能力の強化と個々の法の近代化を目的とする法改革プロジェクト（タイプⅠ）、②裁判所を中心とする法執行能力の強化とそのための制度整備、人材養成を目的とする能力形成（capacity building）プロジェクト（タイプⅡ）、および③市民による法へのアクセス、市民社会の能力強化を目的とする補足的改革（complementary reform）プロジェクト（タイプⅢ）に分類される（World Bank 2001b）。この分類を下敷きにして、世銀は、世界各国で現在行われている「法の支配」関連プロジェクトに関する情報を収集している²⁰⁾。それによれば、法の支配プロジェクトは、その項目の概要で見ると、タイプⅡが最も多く、次いでタイプⅠ、タイプⅢの順となっている²¹⁾。もっとも、そのような中で、EUやアメリカ合衆国国際開発庁（USAID）のように、むしろタイプⅢを重視する傾向も現れつつあることは、注目に値しよう。また、法分野ないし制度分野でも、重点領域は多様である。例えば、国際金融機関は土地法、担保法などに重点を置く傾向があるのに対し、イギリス国際開発省（DFID）のように、家庭内暴力、性的虐待、児童虐待、刑事手続の分野に比重を置く機関も見出される。これに対し、民法、商法などの取引法分野に重点を置く支援も少なくない。さらに、重点地域も開発援助機関によって様々であり、そこには各国政府の政治的な地域戦略、各国際機関のミッションなどが影響を与えているとみられる。

また、こうした法の支配プロジェクトにおいては、10年以上に及ぶ実践の中で、一定の政策変更も観察されている。例えば、世界銀行の場合には、①トップダウン方式による法の移植可能性に対する反省、②単一の方法の不存在と状況の特殊性を考慮すべきこと、③法制度改革は長期的展望の下で遂行されるべきであり、性急には実現できないことを認識すべきこと、④社会の貧困層にとっての法の支配の重要性を認識すべきこと、⑤労働者の権利、女性の権利、環境保護を取り扱う法の支配プロジェクトへの支援、⑥司法へのアクセスの拡充の必要性が司法制度改革プロジェクトの1要素であることが明示されるべきこと、といった変化が生じているとされる（Trubek 2003: p.17）。

20) そこでは、世界銀行グループのほか、国連開発計画（UNDP）、アフリカ開発銀行（AfDB）、米州開発銀行（IDB）、アジア開発銀行（ADB）、欧州復興開発銀行（EBRD）、欧州連合（EU）、アメリカ合衆国国際開発庁（USAID）、ドイツ技術協力公社（GTZ）、イギリス国際開発省（DFID）の実施する法の支配プロジェクトがリスト化されている（World Bank 2001b）。

21) ただし、あくまでもこれは、プロジェクト項目の概要にすぎない。各項目に含まれる個々のプロジェクトの数、期間、人員、その他の投入コストなどを総計したタイプ別の比較は、今後の課題である。

(2) 法の支配と発展との因果関係

(a) 肯定的見解

こうした法の支配プロジェクトへの大規模な人材と資金の投入にもかかわらず、その現実的成果に対しては厳しい評価も存在する。その結果、法の支配と経済成長、民主化、その他の社会的発展との因果関係が問題とされている。当初の法と開発運動以来、法の支配は経済活動を促進させる——少なくとも1つの——原因であり、経済成長のための——たとえ十分条件とは言えないにせよ——必要条件であるとの素朴な認識が、法改革プロジェクトを推進する原動力となってきた。これに対し、最近では、法の支配は「発展への道」(a path to development)ではなく、「高度に期待される発展の帰結」(a highly desirable result of development)であるとの見方も示されている (Upham 2001)。

法の支配と経済発展との因果関係を肯定する見解は、法の支配の下で、誰に対しても、統一的に適用されるルールにより、人びとの権利が保護され、契約が執行され、政府の介入的権限行使が抑制されると、人びとや政府の行動の予見可能性 (predictability) が与えられ、市場システムが機能し、さらなる発展のための計画 (planning) が可能になるとみる。具体的には、①将来の期待を保障する契約法や、②労働の果実を保護する財産法などが挙げられる。また、③自由民主主義国家の骨格を形づくる法は、政治的発展も支援するとみられた (Trubek 1972: pp.6-9)²²⁾。

こうした一般的認識を裏づけるような研究も現れている。例えば、タイの農業部門における経済成長は、形式化され、譲渡可能とされた土地権原 (所有権) の導入によってもたらされたとされる。その因果関係は、私的土地所有権システムの導入により、取引に際して譲受人が譲渡人の権原を確かめる取引コスト (transaction cost) が削減され、また、財産権保護の確実性 (certainty) が増大したことにより、財産を担保にした金融取引に計算可能性 (calculability) が与えられ、投資が活発化し、経済成長が促進されたとみられている (Mehren and Sawers 1992: p.68)。アラブ諸国でも、土地法改革が土地所有権を自由化し、少数の貴族や軍の特権階級による農地の独占的支配を切り崩し、契約自由を制約する諸制度を緩和し、非占有担保による信用獲得を可能にしたことなどにより、経済発展の障害が一定程度取り除かれたとされる (Ziadeh 1985)。

また、財産収用のリスクを排除することによる財産権の保障、契約の執行可能性の増大

22) かかる法の支配モデルは、自由主義的価値規範に立脚しており、「自由主義的『法の支配』モデル」とか、「法的自由主義」と呼ばれた (Trubek and Galanter: 1974, pp.1070-1080; cf. Trubek 1972: pp.8-9)。

による契約上の権利の保障、その他、政府による公共財の供給と政策策定の効率化と、投資の量や経済成長の速度との間には、正の因果関係があることを示す計量的研究もある (Knack and Keefer 1995)。

さらに、「法の支配の決定的に重要な側面」(a crucial aspect of the rule of law) としての司法の独立性に着目し、たんなる法律上の (de iure) 司法の独立性は経済成長に対するインパクトをもたないが、事実上の (de facto) 司法の独立性は国民1人当たりの実質 GDP の成長にプラスの影響を与える、という調査結果も示されている (Feld and Voigt 2002)。

こうして、私的土地所有権制度の導入、政府による収用リスクの削減、契約の執行可能性の増大、司法の独立性とその判断の予見可能性のほか、行政の質や腐敗レベルの低さなどは、所得レベル、経済成長率、投資の量に対してプラスの効果をもたらすことが示されている (Davis and Trebilcock 2001: pp.26, 28)。

(b) 反論

その一方で、途上国における形式的な法制度の改革は、その経済的・社会的諸条件に対してほとんど効果をもたないのではないかという疑念も、すでに1970年代の前半から提示されていた (Trubek and Galanter 1974: pp.1062-1064, 1080-1102)。最近では、個別の法領域における改革と特定の効果との因果関係を確かめようとする実証的研究が蓄積される傾向にある (Davis and Trebilcock 2001: p.28)。しかしながら、その結論はまだ明確に出されていない。例えば、土地の私有化を促進するための土地改革が生産性の増大に対してもたらす効果については、肯否両論が混在した段階にある。土地権原の形式化が土地の取得や改良へのインセンティブを与えるか否かについても、肯否両論が平行線を辿っている。また、農業の生産性を増大させ、不平等を抑制するための土地再配分プログラムの実行可能性と効果が、社会における支配集団の利害によって大幅に妨げられている例も報告されている²³⁾。

また、国連開発計画 (UNDP) が採用する「法の支配指標」(the rule-of-law indicator)²⁴⁾ をみても、そのスコアの高さと経済成長との間には、必ずしも正の相関関係が示されているわけではない。むしろ、年5%以上の比較的高い国民1人当たり GDP 成長率は、法

23) 土地の保有や取引に関する慣習的パターンが「頑強なまでに持続的」で、変更が困難な理由は、その変更が特権階級の利益のみならず、伝統的に土地の利用権を享受してきた小作人などにとっても、慣習的な権利が失われることへの不安に起因する新たな不確実性を生じさせるからであるとみられている (Platteau 1996)。

24) ここでの「法の支配指標」は、①闇市場の存在、②契約の執行可能性、③金融取引における汚職、④事業の妨げになる犯罪、⑤犯罪から生じるコスト、⑥司法判断の予見可能性の欠如などを含む、個々の指標のポイントを総計したものである (UNDP 2002: p.37)。

の支配指標の高い国（例えば、シンガポールなど）のみならず、比較的低い国（とりわけ、中国、ベトナム、タイ、ミャンマー、韓国などのアジア諸国）でも生じている（UNDP 2002, 2004）。もちろん、そうした経済成長が今後も安定したものであるという保障はない。むしろ、アジア経済危機が示したように、透明性や説明責任に関する法改革の遅れや制度的基盤の脆弱さが克服されないかぎり、「アジアの奇跡」と言われる経済もきわめて不安定なものかも知れない（Carothers 1998: pp.105-106）。何れにせよ、開発において重要な長期的経済成長と法の支配プロジェクトとの因果関係は、かかる短期間の統計のみから速断することはできない。

さらに、法の支配は、市場システムの導入や改革によって開始される経済の自由化の第1フェーズよりも、制度改革を深化させ、強化するための第2フェーズにおいて、例えば、税務官庁や不正競争の監視機関のガバナンス改革において、一層重要度を増す旨の指摘（Carothers 1998: p.98）も、看過できない。ここでも、法の支配のインパクトに関しては、長期的観測に基づく評価が不可欠であることが示唆されていると解されよう。

(c) 法の支配以外の諸要因への着目

法の支配と発展との因果関係をめぐると上記のような見解の相違を克服する鍵は、法の支配が経済的・政治的・社会的変化のプロセスに影響を与える単一かつ独立した変数ではなく、他の諸要因（変数）と相俟って、それらの組合せからなる一定の諸条件の下で効果を発揮する1要因にすぎないことを承認することにあると考えられる。そうした法の支配以外の要因として、以下のものが考えられる。

(i) まず、経済・政治・社会の初期条件の相違である。例えば、タイにおける土地権原システムの導入と経済成長（前述 (a)）との媒介要因として、タイが世界市場に参入した際の米需要を背景とする米価と地価の上昇、それによる農業の商業化があったとされる（Mehren and Sewers 1992: p.93）。同様に、日本に私的土地所有権制度が比較的短期間のうちに根付いた背景として、近世における土地取引の慣行、土地担保金融の普及、商業資本の存在などが挙げられている（Oda 1998: pp.20-21）。そうした初期条件としては、これらのほかに、政治的安定性、政府の効率性、宗教的態度、その他の社会的環境が含まれるであろう。

(ii) また、各国の文化的相違（cultural variance）も無視できない。ペリーは、法改革と経済発展との関係への「文化を基礎にしたアプローチ」を提示し、不確実性の回避度、個人主義度、権力格差度（市民と政府との間の権力分配の差）などの諸要因とその組合せが、社会における法制度の意味づけやその実効性にどのような影響を与えるかを検討している

(Perry 2002)²⁵⁾。例えば、①不確実性回避度の高い国は形式的ルールへの「感情的」必要性をもつものに対し、それが低い国は「形式的ルールに対する感情的恐怖」をもつが、いったん導入されたルールはより尊重される傾向にある。②個人主義度の低い（集団主義度の高い）国は、書かれた契約や法律主義よりも、「人格的関係のネットワーク」や交渉を重視し、国家の広範な裁量を要求する。③権力格差度の低い国（例えば、イギリス）は、ルールを基礎にした、裁量的でない国家となる傾向がある。④不確実性回避度が高く、かつ個人主義度が高い国（例えば、フランス）は「明示的に書かれた」ルールを好むものに対し、不確実性回避度が高く、かつ個人主義度が低い（集団主義度が高い）国（例えば、日本）は「黙示的で伝統に根ざした」ルールを好む傾向にある（Perry 2002: pp.296-297, 300-302, 304）。こうした分析の末にペリーは、「ルールを基礎にした」・「市場による分配」システムの普遍性に依拠し、「民間主導の開発政策」を全世界的に推進しようとする国際金融機関の法改革を批判する。こうした分析は、ルールや国家の裁量への人びとの依存度などに影響を与えるであろう、各国の文化的相違を踏まえた、より柔軟な、かつプロセス重視の開発政策の必要性を暗示する。

(iii) さらに、^{インフォーマル}非形式的ルールの役割も看過されえない。アップラムは、^{インフォーマル}非形式的メカニズムが^{フォーマル}形式的ルールよりも実効的（effective）かつ効率的（efficient）であるときは、法の支配の導入はかえって経済成長を阻害する、とすらみている。その例として、日本を取り上げ、日本人は強力な官庁、政治家および私企業の相互作用によって経済政策が主導されることを許容し、かつ^{インフォーマル}非形式的な紛争解決メカニズムに依拠した結果、^{フォーマル}形式的な法的ルールは経済成長にほとんど関係しなかったと述べている（Upham 2001）。^{インフォーマル}非形式的ルールの機能は、けっして誇張されてはならないが、その積極的・消極的效果が全体としてより正確に分析される必要がある。そして、それを^{フォーマル}形式的ルールと置き換えようとするときは、その置換コストや^{インフォーマル}非形式的ルールに対する尊重意識への影響が十分に考慮されなければならない。

ここではまた、制度改革が発展に結実するか否かを左右する態度としてアーモンドらが重視した市民的文化（civic culture）論の含意²⁶⁾や、民主主義や良い統治が成功するための「鍵となる重要な要素」としてパットナムらが注目する社会的資本（social capital）の実体²⁷⁾にも、再度注目する必要がある。さらには、先にみた文化的相違（前述（iii））

25) ペリーの分析の紹介として、松尾 2004b: 149-156 頁。

26) 1960年代末頃から顕在化した発展の失敗は、制度改革を成功させるために必要な態度としての市民的文化の欠如という、途上国内部の要因に起因することが示唆される（Almond 1980）。

27) それは互酬性の規範（norms of reciprocity）や積極的市民参加の形をとり、「協調行動を活発化させることによって社会の効率性を改善しうる、信頼、規範、ネットワークといった社会組織の特徴」であるとされる（Putnam 1993: pp.167, 185）。

もまた、一定の行動パターンへと人びとの行動を規制する一連の^{インフォーマル}非形式的ルールの集合体として「文化」をみることにより、^{インフォーマル}非形式的ルールの問題に置き換えて、包括的に捉えることもできよう。そして、ペリーが着目する諸要素のほか、市民的文化、社会的資本も含めて、《文化の^{インフォーマル}非形式的ルールへの翻訳》も可能かも知れない。それにより、制度改革と発展との因果関係をより実証的に究明する作業が推進されるべきであろう。

4. 「法の支配」と「良い統治」との関係

(1) 「良い統治」の1要素としての「法の支配」

こうしてみると、法の支配はそれだけで発展に通じるような単一かつ独立した十分条件ではけっしてないが、発展のための必要条件の1つであることは依然として否定されていないように思われる²⁸⁾。しかし、立法や法改正だけでなく、法の執行メカニズムの確立、人びとや政府が形式的な法を尊重する態度、および法の内容に対する不断の規範的評価も含む法の支配のシステムを、個々の国の特定の環境の下で実際に構築することは、けっして容易ではない。その結果、1990年代以降における法の支配プロジェクトは、法の支配をも1要素に包含するものとしての「良い統治」(good governance)の構築を目指す、より包括的な制度改革プロジェクトの一環として捉えられる傾向にある²⁹⁾。「良い統治」の概念は、開発を主導する世界銀行および国際通貨基金により、1990年代初頭から多用されるようになったが、政府が開発のために諸政策を立案し、実行しうる能力としての「(良い)統治」には、①公共部門の能力形成、②政府の説明責任(accountability)、③透明性(transparency)ないし廉潔性(probity)に加えて、④法の支配ないし発展のための法的枠組(legal framework for development)が含まれると説明されてきた(World Bank 1992: pp.28-39; World Bank 1994: pp. viii, xiii, 22-23)³⁰⁾。しかし、良い統治に含まれる諸要素は、はたしてそれほど容易に両立可能なものなのであろうか。

28) アップサムは、^{インフォーマル}非形式的ルールがより実効的かつ効率的に機能しているところでは、「法の支配は発展のための必要条件ではない」と断じるが(Upham 2001)、やや早計にすぎると思われる。

29) なお、「良い統治」と類似の用語として、「良い政府」(good government)の概念も用いられる。両者はしばしば互換的に用いられているが、私見では、社会における組織(organization)の1つである「良い政府」は、経済的組織としての市場・企業の活動を支えつつ、非経済的(非営利的)かつ非政府的組織としての市民社会の監視を受けており、この3種類の社会的組織相互間に良好な権衡が維持された社会状態を「良い統治」と捉えることにより、厳密には区別すべきものと考えられる。「良い統治」と「良い政府」との関係については、松尾 1999a: 94-96 頁、同 2002a: 225 頁参照。

30) さらに、国際カントリー・リスク・ガイド(ICRG)、世銀リサーチ・ガバナンス指標データセットなどにおいても、法の支配の要素が統治(governance)の指標に組み入れられている(UNDP 2002: p.37)。

(2) 「良い統治」における「法の支配」と他の要素との内在的緊張関係

たしかに、法の支配の実体的定義（前述2(1)(c)）によれば、「良い法の支配」としての法の支配は「良い統治の同義語（equivalent）である」とも言われる（Thomas 2001）。しかし、開発のコンテキストにおいては、最初から完成形態として存在するものではない法の支配は、それが「良い政府」によって段階的かつ動的に構築されるプロセスで、良い統治の他の側面、例えば、「良い政府」が市場システムを構築し、経済成長を促すために、迅速かつ効率的に経済政策を遂行しようとする側面と潜在的な緊張関係に立ち、時にはそれが顕在化することもある。この点で、「法の支配が…必然的につねに良いもの（a good thing）であると信じるア・プリアリな理由は存在しない」とみるスティーブソンは、以下のように述べている。

公務員による裁量の例を考えてみよう。公務員による裁量は、それ自体として見たときは、しばしば悪いことであり、そうした行動はしばしば「恣意的」（arbitrary）と呼ばれる。その一方で、公務員の裁量は時には良いことであり、この場合には、われわれはそうした行動を「柔軟」（flexible）であると考えた傾向にある。しかし、柔軟性と恣意性とは同じコインの裏表であるかも知れない。公務員による裁量が良いことに用いられるか病的に用いられるかは、他の多くの要因に依存する。法の支配は、しばしば良いことである一方で、ある場合には問題を引き起こす（Stephenson 2001b）。

この指摘は、良い統治の1要素である法の支配、とりわけ、政府による意思決定の予見可能性や信頼性と、良い統治の別の要素である政府による意思決定の柔軟性が、しばしば両立困難であることを示唆している。このことは、ある国が経済危機や急速な変化に直面している場合には、とりわけ妥当する。すなわち、――

特定の諸制度の組合せがもつ経済的インパクトは、しばしば〔それが適用される〕コンテキストに依存する。例えば、一定の諸制度は、政府が政策変更を実行に移すことを困難にする。あるコンテキストにおいては、これは経済発展にとって好都合である。なぜなら、それは政府の関与をより信頼性のあるものにするからである（Brunetti and Weder 1994; Henisz 2000）。

他方において、経済危機や急速な変化の時期においては、これらの同じ制度が、政府の効果的な対応能力を妨げることもありうる（Tsebelis 1995）。〔例えば〕独立した憲法裁判所〔の制度〕は、行政府が恣意的に財産を没収しないことを確実にすることにより、外国からの投資を助長しうるであろう。しかし、もしそれが金融危機に対応するために必要な諸政策の迅速な採用を妨げることになるとすれば、それは投資を萎縮させることもありうる。〔一般的には〕途上国においては、信頼性を維持することの方が柔軟性を保持することよりも経済的にはより重要である、ということにコンセンサスがあるように思われる。しかし、この例は、制度がもつ純粋な経済的インパクトを評価することに含まれる複雑性を例示している（Stephenson 2001a）。

ここで指摘されている「複雑性」は、つぎのように説明することが可能であろう。すなわち、「良い統治」ないし——その1要素である——「良い政府」³¹⁾には、潜在的に緊張関係に立つ——少なくとも——3つの側面がある（松尾 1999b: 132-137 頁; 同 2002a: 221-225 頁参照）。それは、①政府の機能の効率性 (efficiency)、②政府の権限行使の正当性 (righteousness)、および③人民を配慮する政府の善良性 (benevolence) である³²⁾。政府の行動が「効率的」、「正当」かつ「善良」であることは、何れも「良い」政府の属性であると言ってよからう。しかし、各側面はその性質上両立困難な要素を含み、同時追求が容易でないこともある。とりわけ、「効率的な政府」の追求は、「正当な政府」および「善良な政府」の追求と潜在的に衝突する可能性を内在させている。その主要な場面を具体的に考えてみよう。

第1の場面として、すでに確認したように、「正当な政府」が法の支配の原則に従って意思決定を行い、人びとに予見可能性と信頼性を与えることは、状況の変化に応じて迅速かつ柔軟な意思決定を行うべきとの「効率的な政府」の要請と衝突しうる（松尾 1999c: 1-3 頁; 同 2002a: 226-228 頁）。この点は、すでにみたようにスティーブソンも指摘するところである。

第2の場面として、民主化を促進しようとする「善良な政府」は、市場化を推進しようとする「効率的な政府」と強い緊張関係に立つ（松尾 1999b: 130-131 頁, 134 頁; 同 2002a: 225-226 頁）。しかも、この緊張関係は、開発のコンテクストにおいてはきわめて深刻である。なぜなら、市場化と民主化との調和を妨げる構造的障害が、数多くの発展途上国に存在するからである。この点を強調するのはチュア (Chua 1998) である³³⁾。すなわち、多くの途上国では、①経済の低開発、②深刻な民族分裂、③市場支配的な少数民族の存在、および④土着性ゆえに「国家の真の所有者」であると主張する貧困な多数派の存在という特色が見出される。これらの4条件が満たされると、市場化と民主化の推進が相互に破壊的作用をもち、破滅的帰結に至る危険性があると、チュアは指摘する。なぜなら、これらの条件を満たす国が市場化と民主化を同時に推進しようとする、第1段階として、市場化の結果生じる民族的少数派による市場支配に対し、貧困な多数派からの根深い民族経済的憎悪 (ethnoeconomic resentment) が増大し、第2段階として、そうし

31) 「良い統治」と「良い政府」との関係については、前掲注 29 を見よ。

32) 例えば、①政府の効率性は、市場システムを構築し、維持するための様々な政策決定や執行メカニズムの確立を迅速かつ確実に進行に重要になる。また、②政府の正当性は、行政、立法および裁判における政府の意思決定が、説明責任・透明性・廉潔性などの行政的正義の諸原理、法治主義および法の支配の原則に従って行われるべきことを意味する。さらに、③政府の善良性は、政府が人びとのことを自らの一部のように配慮し、情報を公開し、意思決定への民主的参加を促進し、市民社会を積極的に養成すべきものであることを意味する（松尾 2002a: 221-225 頁）。

33) チュアの議論の概要については、松尾 2004a: 54-59 頁参照。

た民族経済的憎悪に動かされた貧困な多数派が、民主化により、民族的少数派の市場支配を排除しようとする民族国家主義者の運動へと動員されるからである。その結果、第3段階として、(i) 市場支配的な民族的少数派の経済活動に対する特別の規制、民族的少数派が支配する産業の国有化などの反市場運動 (antimarket backlash) か、(ii) 市場支配的な民族的少数派に対する国外追放、残虐行為などの排除行動か、あるいはこれらと反対に、(iii) 経済の成長や再生のために民族的少数派の資金力やノウハウを活かしたいと考える政府が、少数派に有利な政策と市場化を維持する一方、そのために民族的多数派が求める民主化を抑制すべく、反民主的戦略を採用し、民主化が後退する (Chua 1998: pp.34, 48, 52, 55)。何れにせよ、チュアにとって、市場化と民主化とが両立するものと安易に想定して開発政策を進める法律家は、「ロマンチックな幻想かそれよりも悪いもの」(romanticism or worse) に耽っていると非難される (Chua 1998: pp.106-107)。

途上国における市場化と民主化の同時追求が、前記 (i) ~ (iii) の何れかの帰結に陥るとみるチュアは、最悪の事態を回避するために、ある国では政府による「民族問題を意識して、注意深く仕立て上げられた市場介入」(貧しい多数派へのアファーマティブ・アクションを含む) を、また別の国では「民族問題を意識して仕立て上げられた、民主化プロセスの政府によるコントロール」を肯定する。こうして、各国の個別状況に応じ、「『次善』策のうちの最良のもの」(the best of 'the second best' solutions) を選択することが提案される (Chua 1998: pp.62, 77, 91)。

たしかに、このように切迫した状況下では、より大規模な破壊活動の機先を制するための緊急避難として、柔軟な次善策が正当化されることは否定できない。しかしまた、そこには同時に、次善策が恒久化される危険性をどのように回避するかという新たな問題も生じてくる。とりわけ、そうした次善策が、政府による必要以上の市場介入や民主化抑制の口実として利用される可能性に対し、どのように歯止めをかけるべきかが問題として残される。

以上のように、上記の第1場面でも第2場面でも、法の支配は良い政府の別の要素とトレード・オフの関係に立つ。そうした閉塞状況から脱する鍵は、どこにあるのであろうか。

(3) 二律背反状態における「法の支配」の意義再考

良い統治における諸側面の同時追求が困難であるときは、それらの諸側面のバランス

になお留意しつつ、悪循環 (vicious circle) に陥ることを回避しながら³⁴⁾、法の支配プロジェクトを段階的に推進し、漸進的な制度改革を実行することが、唯一可能な方策であろう。ここで再び想起すべきは、法の支配の重層的・段階的・動態的性質 (前述 2 (1)(e)) である。この意味で、われわれは一面では、政府に対し、《最悪の結果となることをも覚悟しつつ、つねに最善の策を試みることを要求するよりも、《最悪の結果を回避し、そのためには次善の策にも甘んじること》 (松尾 1999c: 3 頁) を許容しなければならない場面も存在するであろう。何れにせよ、法の支配に則った政策決定にも、ある程度の選択の幅が存在するとみることができる³⁵⁾。しかしまた、他面においてわれわれは、『「次善策」のうちの最良のもの』の選択プロセスにおいて、法の支配の原則に則った手続をギリギリまで追求しなければならないし、いったん採用された次善策の必要性和妥当性を規則的かつ不断に再検討しなければならない。法の支配の本来的意義 (前述 2 (1)(e)) を踏まえた、そうした実践は、およそ「ロマンティズム」とはかけ離れた、きわめて緊張に満ちた《努力》をわれわれに要求するであろう。

5. おわりに

(1) 国際開発援助における「法の支配」の意義

国際開発援助 (ないし国際開発協力) という視点は、「法の支配」概念の本質をさらに深く究明するための新たな分析視角を提供する。なぜなら、地域、発展段階、政治体制、社会構成、文化、宗教などの点で様々に異なる国々において、多くの主体が参加して、法の支配を構築しようとする試みが動的に展開されているからである。本稿ではその大まかな概観を試みたにすぎないが、様々な視点や定義の相違にもかかわらず、法の支配の実像は、開発のコンテキストの中で一層明確にその輪郭を顕現しつつあるように思われる。すなわち、①法の支配は、開発の手段から目的にまで及ぶ重層的な意味をもち、②経済的・政治的・社会的に与えられた国内外の初期条件および歴史的・文化的に形成された非形式的な制度と法の支配に立脚した形式的ルールとの葛藤を経て段階的にのみ実現さ

34) 実際、複数の開発目標 (経済成長・衡平・民主主義・社会の安定・国家の自律) の追求のプロセスでは、相互に悪循環に陥りやすいことが、すでにハンティントンによって指摘されている (Huntington 1987)。

35) 法の支配は、人民にとっては政府による権限行使の濫用や逸脱を抑制手段として役立つ一方、政府にとっては、法の支配の原則に従って行ったものの、結果的には不適切であったことが事後的に判明した意思決定の帰結に対する免責事由としても機能する (松尾 1999c: 2-3 頁)。

れ、かつ③そうした法の支配の導入プロセスにおいて人民と政府が傾注する努力の質そのものがその核心部分にある遵法精神の形成と維持に影響を与えるという意味で動的な実体をもつ。そして、かかる法の支配の本質理解は、現在世界各国で実践されている法の支配プロジェクトが、はたして各国の経済的・政治的・社会的な条件や歴史的・文化的な特質に応じたテイラー・メイドのプログラムに基づき、かつ対象国の人民と政府の主体的な関与を通じて実践されているかどうかを検証するための手がかりを与えるであろう。もつとも、法の支配プロジェクトは、第1期の反省を踏まえた第2期（前述2(2)(a)参照）が始まったばかりであり、今後さらに議論されるべき方法論的課題も少なくない。この点を整理して、本稿の結びに代えることにしよう。

(2) 今後の課題

(a) まず、「開発」=「社会における包括的な制度改革」(松尾 2004b)の一環としての法の支配プロジェクトを効果的に推進するためには、制度の構造分析を踏まえた制度改革の方法論を一層進展させる必要がある。その際には、新制度学派をはじめとする制度理論の分析成果も踏まえつつ³⁶⁾、非形式的ルールを含む既存の制度枠組=現在の足場 (scaffolding) から出発して、既存の法制度を可能なかぎり用いながら、漸進的 (incremental) な制度改革プログラムを策定する方法が模索される必要がある。そのことが、既存のルールへの尊重の態度を維持し、活用しながら、深層からの法の支配を確立することに通じると考えられるからである。ここでは、あらゆる制度改革の経路依存性 (path dependence) とそれゆえの共通モデルの不存在が再確認されるべきである。

(b) つぎに、各国に固有のコンテキストに応じて法の支配の構築プログラムを策定するためにも、①法に固有の形式的特質 (前述2(1)(e)) を踏まえた立法の手順 (言わば《ルールをつくるためのルール》)、および②法体系論を踏まえた法分野間の相互関係と優先順位に関する長期的プログラムの策定が求められる。この点を無視し、個々のドナー (支援国、支援機関) の目先の関心事に応じたアドホックで断片的な立法や法改正を、他の法改革プロジェクトとの調整も不十分なまま実行に移すことは、実効性のない法や非体系的で矛盾した法的ルールを集積させ、法の支配の実現という観点からは、かえって混乱や非生産的結果を生み出しかねない³⁷⁾。それは、ルールへの尊重の態度を減殺させ、法の支配の構築にとってむしろマイナスに作用することも懸念される。

36) 新制度学派の理論枠組と方法論的特質の概要につき、松尾 2001 参照。

37) しかし、こうしたドナー間調整の問題の発生は、法整備支援の現場でしばしば報告されている (竹下 2004: 24-28 頁, 森寫 2004: 40-44 頁参照)。

もっとも、この問題は、法の支配プロジェクトにおけるイニシアティブのとり方、とりわけ被支援国における省庁間横断的な調整機関の存在とそのイニシアティブ能力とも関わっている。しかし、何れにせよ、ある国における法改革プロジェクトは、ドナーの相違を超えて、長期的、包括的かつ統一的な1つの法の支配プログラムの中に組み込まれる必要がある。

(c) 最後に指摘すべきことは、「開発における法の支配」という問題は、開発という特殊なコンテキストにおける法の支配の特殊な意味を解明しようとするものではけっしてない、ということである。現在「先進国」と言われる国々の中にも多様な発展段階の差があるし、そもそも完全な発展を遂げた国があるとは言えない以上、開発はわれわれすべてにとっての共通課題である。したがって、「開発における法の支配」はわれわれの社会にも妥当する問題であり、むしろそこでの議論の深化が、国際開発協力におけるこの問題へのアプローチを内容豊かなものとするであろう。

参考文献

- Almond, Gabriel A. (1980), "The Intellectual History of the Civic Culture Concept," in: G. Almond and Verba (eds.), *The Civic Culture Revisited 1*.
- Barnet, Hilaire (1995), *Constitutional and Administrative Law*, Cavendish Publishing Limited.
- Brunetti, Aymo and Beatrice Weder, (1994), "Political Credibility and Economic Growth in Less Developed Countries," *Constitutional Political Economy*, Vol.5 (1), pp.23-43.
- Carothers, Thomas (1998), "The Rule of Law Revival," *Foreign Affairs*, Vol.77 (2), pp.95-106.
- Campbell, D. (1999), "What is Meant by 'the Rule of Law' in Asian Company Law Reform?" in: R. Tomasic (ed.), *Company Law in East Asia*, pp.11-38.
- Chua, Amy L. (1998), "Markets, Democracy, and Ethnicity: Toward a New paradigm for Law and Development," *The Yale Law Journal*, Vol.108 (1), pp.1-107.
- Davis, Kevin E. and Michael J. Trebilcock (2001), "Legal reforms and development," *Third World Quarterly*, Vol.22 (1), pp.21-36.
- Dworkin, Ronald (1985), *A Matter of Principle*, Harvard University Press.
- Faundez, Julio (ed.) (1997), *Good Government and Law: Legal and Institutional Reform in Developing Countries*, MacMillan Press Ltd.
- Feld, Lars P. and Stefan Voigt (2002), "Economic Growth and Judicial Independence: Cross Country Evidence Using a New Set of Indicators," <http://www1.worldbank.org/publicsector/legal/ecogrowth.pdf>.
- Golding, Martin P. (1996), "Transitional Regimes and the Rule of Law," *Ratio Juris*, Vol.9 (4), pp.387-395.
- Harris, J. W. (1997), *Legal Philosophies*, Second Edition, Butterworth.
- Hart, H. L. A. (1961), *The Concept of Law*, Clarendon Press, Oxford.
- Hayek, Friedrich A. (1960), *The Constitution of Liberty*, University of Chicago Press.
- Henisz, Witold J. (2000), "The Institutional Environment for Economic Growth," *Economics and Politics*, Vol.12 (1), pp.1-31.
- Huntington, Samuel P. (1987), "The Goals of Development," in: M. Weiner and Samuel P. Huntington, (eds.), *Understanding Political Development*, Harper Collins. pp.3 ff.

- Kaufmann, Danny, Aart Kraay and Pablo Zoido-Lobaton (2002), "Governance Matters II: Updated Indicators for 2000/01," Policy Research Working Paper 2772, World Bank
[<http://www.worldbank.org/wbi/governance/pdf/govmatters2.pdf>] April 2002.
- Knack, Stephen and Philip Keefer (1995), "Institutions and Economic Performance: Cross-Country Tests Using Alternative Institutional Measures," *Economics and Politics*, Vol.7 (3), pp.207-227.
- 松尾弘 (1999a, 1999b, 1999c) 「善良な政府と法の支配 (1), (2), (3・完)——法と開発研究の展開と法学の課題再考——」『横浜国際経済法学』7巻2号・93・113頁, 8巻1号・121-144頁, 8巻2号・1-20頁.
- (2001) 「新制度派経済学と法律学との邂逅——ノースの制度理論の分析を中心にして——」『横浜国際社会科学研究所』6巻1号・1-25頁.
- (2002a) 「開発と『良い政府』——開発法学への『良い政府』・『良い統治』論の寄与——」『法社会学』56号・216-223頁.
- (2002b) 「開発法学と法整備支援の理論化」『横浜国際経済法学』11巻1号・55-89頁.
- (2004a) 「『法と開発研究』とは何か」『社会体制と法』5号・50-62頁.
- (2004b) 「開発と法制度」森川俊孝 = 池田龍彦 = 小池治編『開発協力の法と政治——国際協力研究入門——』国際協力出版会, 130-170頁.
- (2004c) 「グローバル・ガバナンスと法整備支援——法整備支援の目的は何か——」石川明編集代表『櫻井雅夫先生古稀記念論集・国際経済法と地域協力』信山社, 31-60頁.
- Mehren, Philip von and Tim Sawers (1992), "Revitalizing the Law and Development Movement: A Case Study of Title in Thailand," *Harvard International Law Journal*, Vol.33 (1), pp.67-102.
- 森島昭夫 (2004) 「ドナー間における支援の相克と日本の支援の調整」ICD NEWS 法務省法務総合研究所国際協力部報, 14号・40-44頁.
- 那須耕介 (1997, 1998) 「法の支配の両義性について——複眼的な法的思考のために——(一), (二)・完」『法学論叢』142巻1号・15頁以下, 143巻1号・26頁以下.
- North, Douglass C. (1990), *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge University Press (竹下公視訳 [1994] 『制度・制度変化・経済成果』ミネルヴァ書房).
- Oda, Hiroshi (1998), *Japanese Law*, 2nd ed., Oxford University Press.
- Perry, Amanda J. (2001), "The Relationship between Legal Systems and Economic Development: Integrating Economic and Cultural Approaches," *Journal of Law and Society*, Vol.29 (2), pp.282-307.
- Pistor, Katharina and Philip A. Wellons (1999), *The Role of Law and Legal Institutions in Asian Economic Development 1960-1995*, Oxford University Press.
- Platteau, J. P. (1996), "The evolutionary theory of land rights as applied to sub-Saharan Africa: a critical assessment," *Development and Change*, Vol.27, pp.29-86.
- Putnam, Robert D. (1993), *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*, Princeton University Press (河田潤一訳 [2001] 『哲学する民主主義——伝統と改革の市民的構造』NTT出版).
- Puymbroeck, Rudolf V. Van (2001), *Comprehensive Legal and Judicial Development: Toward an Agenda for a Just and Equitable Society in the 21st Century*, the World Bank.
- Raz, Joseph (1977), "The Rule of Law and Its Virtue", in: Joseph Raz, *The Authority of Law: Essays on Law and Morality*, Clarendon Press, Oxford, 1979, pp.210 ff.
- (1990), "The Politics of the Rule of Law", in: Joseph Raz, *Ethics in the Public Domain: Essays in the Morality of Law and Politics*, Revised Edition, Clarendon Press, Oxford, 1994, pp.370 ff.
- (1992), "Formalism and the Rule of Law", in: Robert P. George (ed.), *Natural Law Theory: Contemporary Essays*, Clarendon Press, Oxford, pp.309-340.
- 篠田英郎 (2004) 『平和構築と法の支配』創文社.
- Stephenson, Matthew (2001a), "Economic Development and the Quality of Legal Institutions,"
<http://www1.worldbank.org/publicsector/legal/institutional.htm>.
- (2001b), "The Rule of Law as a Goal of Development Policy,"
<http://www1.worldbank.org/publicsector/legal/ruleoflaw2.htm>.
- Tamanaha, Brian Z. (1995), "The Lessons of Law-and-Development Studies," *American Journal of*

- International Law*, Vol.89, pp.470-486.
- 竹下守夫 (2004) 「カンボジアにおけるドナー間協力の課題」 ICD NEWS 法務省法務総合研究所国際協力部報, 14号・24-30頁.
- Thomas, Melissa (2001), "The Rule of Law in Western Thought,"
<http://www1.worldbank.org/publicsector/legal/western.htm>.
- Trubek, David M. (1972), "Toward a Social Theory of Law: An Essay on the Study of Law and Development," *Yale Law Journal*, Vol.82: pp.1-50.
- (2003), "The 'Rule of Law' in Development Assistance: Past, Present and Future," in: M. Bauerle et. al. (eds.), *Haben Wir Wirklich Recht?*, Nomos (force coming).
- Trubek, David M. and Mark Galanter (1974). "Scholars in Self-Estrangement: Some Reflections on Law and Development Studies in the United States," *Wisconsin Law Review*, Vol.4, pp.1067-1102.
- Tsebelis, George (1995), "Decision Making in Political Systems: Veto Players in Presidentialism, Parliamentarism, Multicameralism and Multipartyism," *British Journal of Political Science*, Vol.25, pp.289-325.
- United Nations Development Programme (UNDP) (2002), *Human Development Report 2002: Deepening democracy in a fragmented world*, Oxford University Press.
- (2004), *Human Development Report 2004: Cultural liberty in today's diverse world*.
- Upham, Frank et al. (2001), "Ideology, Experience and the Rule of Law in Developing Societies," Roundtable on the rule of law at the Carnegie Endowment,
<http://www.ceip.org/files/events/events.asp?p=1&EventID=380>.
- World Bank (1992), *Governance and Development*, World Bank.
- (1994), *Governance: The World Bank's Experience*, World Bank.
- (2001a), *World Development Report 2002: Building Institutions for Markets*, World Bank (西川潤監訳=藪中久美子翻訳『世界開発報告 2002——市場制度の構築』シュプリンガー・フェアラーク東京, 2003).
- (2001b), "Free-Standing Law and Justice Projects of International Donor Institutions,"
<http://www1.worldbank.org/publicsector/legal/donortable.htm>.
- Ziadeh, Farhat J. (1985), "Land Law and Economic Development in Arab Countries," *The American Journal of Comparative Law*, Vol.33, pp.93-106.